

## 東京大学資源配分委員会規則

令和8年3月19日  
役員会議決  
東大規則第122号  
[沿革](#)

(設置)

第1条 東京大学基本組織規則第19条の規定に基づく全学委員会として、東京大学資源配分委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において「資源」とは予算、人員及び固定資産（土地、建物等）をいう。

(任務)

第3条 委員会は、総長の統括のもとに、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国立大学法人東京大学全体の資源配分の方針及びその戦略に関すること。
- (2) その他資源配分に関する重要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、総長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

- (1) プロボスト
- (2) CFO
- (3) 理事（前2号に掲げる者を除く。）
- (4) 執行役
- (5) 研究科長（研究科以外の大学院組織の長を含む。）
- (6) 附置研究所長
- (7) 附属図書館長
- (8) 医学部附属病院長
- (9) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長
- (10) その他総長が必要と認めた本学の教職員 若干名

(定足数及び議決方法)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、本部財務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 東京大学予算委員会規則（平成28年4月14日東大規則第1号）は廃止する。

沿革

東京大学資源配分委員会規則

体系情報

□第1篇 組織及び運営

▽第2章 プロポストオフィス、CFO オフィス及び委員会等

○第2節 委員会等

沿革情報

◆令和8年03月19日 役員会議決